

藤沢市公衆浴場法施行条例の一部改正について  
藤沢市公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市公衆浴場法施行条例（平成24年藤沢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第7号中「上り用水」を「上がり用水」に改める。

別表第1の1の項第1号から第3号までの規定中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第6号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同号ただし書中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同項第11号中「清掃する」を「清掃及び消毒をする」に改め、同項第13号中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項第14号中「オーバーフロー回収槽」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽」に改め、同項第18号中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に改め、同表の2の項第13号中「回収槽の水を浴用に」を「オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の項第6号（「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める部分に限る。）及び同項第11号の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市公衆浴場法施行条例別表第1の1の項第14号及び同表の2の項第13号の規定は、この条例の施行日以後の公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可の申請に係る公衆浴場について適用し、この条例

の施行日前の同項の許可の申請に係る公衆浴場については，大規模な増築，改築又は修繕をするまでの間は，なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは，厚生労働省が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」等の一部が改正されたことに伴い，条例で定める公衆浴場の衛生措置の基準等を見直すため，所要の改正をする必要による。